公布 さ れ 条 例 の あ 5 ま

機関 設置 ◇奈良県附属

関

す

る条例

の

部を改正する条例

事の 附属 機関とし て、 次 \mathcal{O} 機関を設置することとした。

- (2) (1)奈良県が んばる市町 村応援表彰選考委員会
- 奈良県子どもを虐待から守る審議会
- (3) 奈良県医師配置評価委員会
- (4) 奈良県経営革新計画 .評価委員会
- (5) 奈良県工業製品等 \mathcal{O} 知的 財産に関する協議
- (6) 奈良県商業活性化協働推進事業審査委員会
- (7) 奈良の 贈 り物開発 発 見 • 創出事業審查委員会
- (8) 奈良県 ホテ ル を核と した賑 わ V と交流 \mathcal{O} 拠点整備事業審査委員会
- 奈良 5 V 農業 農村 \mathcal{O} あ n 方 検討委員会
- 奈良の 木利 用拡大検討委員会

奈良県安心 て暮らせる地域 公共交通 確保事業選定委員

- 奈良県公共交通基本計画策定委員会
- (13) (12) (11) (10) (9) 奈良県 工 リアマネジ メン 卜推進事業者等選定委員会
- 2 製造業者向 け 省 エネ 節電対策補助金選定審査会の名称等 \mathcal{O} 変更

知 事の附属 機関である製造業者向 け省エネ 節電対策補助金選定審査会 \mathcal{O} 担

任する事項を製造業者向 関 を「奈良の す ~る事務 分から奈良 省エネ・ 0 節電 . け 省 省 エネ ス タイ エネ 節電 ル 節電対策補助金に係る事業に の推進に関する補助金選定審査会」 ス タ 1 ル \mathcal{O} 推進に関 でする補 9 助金に係る事 VI て の審 査

業に · つ 7 \mathcal{O} 審査に関 はする事務に変更することとした。

3 施行 H

平成二十六 年 应 月 日 カン 5 施行することとした。

1 地方独立行政法人評価委員会の 設置

奈良県公立大学法 人奈良県立大学評価委員会を設置することとした。

2 庶務

奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会の の庶務は 地域振興部にお V 7

処理することとした。

3 施行期日

平成二十六年四月 __ 日 から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の 部を改正する条例

1 奈良県職員定数条例 0 一部改正関係

職員の定数について、 次 0 とおり 改めることとした。

事の事務部局の 職員

一般事務部局の 職員

二四三人 二三二人

県立 病院 \mathcal{O} 職員

三五〇人

一四二人

教育委員会の事務部局 \mathcal{O} 職員

二六六人

一七四人

県費 角担教職 員定数条例の 部改正関係

2

職員の 定数に 9 1 て、 次の とおり 改めることとした。

県費負担教職員

四九九 人 七、 四六三人

奈良県立高等学校等職員定数条例 \mathcal{O} 部改正関係

3

中学校及び高等学校

職員の定数に

つい

次のとおり

改めることとした。

 $\stackrel{-}{\prec}$ 〇五八人 〇五二人

特別支援学校

〇三七人 〇四九人

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成二十六年四月 __ 日 カン ら施行することとした。

\diamondsuit 般 職 の 職員の 給与に関する条例 の 部を改正する条例

災害派遣手当の支給

大規模災害か らの 復興に関する法律 に規定する同法又は他 この法律 の規定によ

V) 復興計画 \mathcal{O} 作成等のため派遣された職員で住所又は居所を離れ $\overline{\zeta}$ 県内に滞在

することを要するもの 災害派遣手当を支給することとした。

- 2 日
- (1) は 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 (2) ば 平成 十六 (年四月 日 カコ 施行することとし
- (2) \mathcal{O} 他所要 \mathcal{O} 経過規定を置くこととし た

⇔知 事 等及 び 職 員 の 給与の 特例 関 する条例 の 部を改正する条例

1 特例 措置 実施期間

特例措置の 実施期間を次のとおり改定することと

平成十五年四月 日 か ら平成二十六年三月三十一日まで 平成十五年四

月一日か ら平成二十七年三月三十一日まで

- 2 額割合の改定等
- (1) 知事に 対する給料の 減額割合を十%とすること
- (2) 副知事及び教育長に対する給料の 減額割合を五%とすることとし
- (3) 常勤 の委員に対する給料 \mathcal{O} 減額割合を四%とすることとした。
- (4) 次に掲げ る職員に 対する給料及 CK 管理職 手当 \mathcal{O} 減額割合を三%とすること

行政 表 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 が 八 以 上 \mathcal{O} 員 及 CK れ る給料 表適

用職員

- 号給が五号給以 \mathcal{O} 特定任 期 付
- ゥ 号給が 四号給以 上 \mathcal{O} 第 号任期付研究員
- (5) 次に掲げ る職員に対する給料及び管理職手当の 減額 割合を二%とすること

- T 行政職給料 表 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 が 六級及 U 七級 \mathcal{O} 職 員及びこれに相当する給料
- 号給が三号給の第一号任期付研究員 号給が三号給及び四号給 \mathcal{O} 特定任期

付

昌

表適用職

ゥ

(6)する条例 \mathcal{O} 及び 行政職 これに相当する給料表適用職員に対する給料 が 給料表の に規定する職員 8 る職に係る区 職務の 級が (同条例 一分が 五 級 七 種 \mathcal{O} である職員 文は 人事委員会規則 八種 \mathcal{O} で うち あ る で定め \mathcal{O} 減額割 般職 \mathcal{O} を除 る基 の職員の給与 合を○ 準に お であ 五% ĺ١ に関 る て当

することとした。

施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の 額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア製造所の設置許可申請審査手数料等の廃止

イ 特定保険業認可申請手数料の廃止

ウ 家畜検査手数料の改定

工 狩猟免許更新申請手数料の改定

オ 保育士試験全部免除申請手数料の新設

カ 技能検定試験手数料の改定

(2) 奈良県行政財産使用料条例の一部改正関係

普通教室の使用料の改定等

(3) 奈良県文化会館条例の一部改正関係

奈良県文化会館及び奈良県橿原文化会館におけ ホ ル 会議室等 \mathcal{O} 使用

料の改定

(4) 奈良県立民俗博物館条例の一部改正関係

奈良県民俗博物館における 小学校、 中学校、 高等学校及び に準ずる

学校の児童及び生徒に係る観覧料の廃止

(5) 奈良県立万葉文化館条例の一部改正関係

奈良県立万葉文化館における企画展示室等 \dot{O} 使用料 \mathcal{O} 改定

(6) 奈良県立図書情報館条例の一部改正関係

奈良県立図書情報館における交流 ホ ール等 \mathcal{O} 使 用 料 \mathcal{O} 改 定

(7) 県立 奈良県立学校に 高等学校に係る授業料、 おける授業料等に関する条例 県立大学の 公開 講 \mathcal{O} 座 部 のうち奈良県立大学シ 改正関係

アカレッジの受講料の新設等

(8) 奈良県保健所使用料 手数料及び治療料条例 \mathcal{O} 部 改正関係

所 お け る簡易専用 水道施設検査料等 改 定

(9) 健 究セ 及 75 良県景観 環境総合セ 手数料条例 \mathcal{O}

正

奈良県保 研 究セ タ 12 お け る 食品検 査 係 る 成 分検 查 \mathcal{O} 定性分 手

(10)な 他の 奈良県病院 事 病院又は診療所 ある者を除 業 \mathcal{O} 用 カコ 5 \mathcal{O} す 文書に に対す 院 ょ \mathcal{O} る紹 使 加算 用料 介 料 \mathcal{O} 及 \mathcal{O} な 廃 手 患者 止等 条例 (緊急そ \mathcal{O} \mathcal{O} 改 É 正 関

(11) \mathcal{O}

奈良県精神 奈良県精神 保健福祉セ 保健福祉 セ ンタ 条例 お \mathcal{O} ける文書手数料 部改正 \mathcal{O}

タ

定

(12)奈良県薬事研究セ ン ター 条例 \mathcal{O} 改正関係

奈良県薬事研究セ タ における 試 験手数料 \mathcal{O}

定

(13)橿原公苑使用条例 0 部 改正関係

橿原 公苑 $\overline{\mathcal{O}}$ 公苑本館に おける大会議 室等 \mathcal{O} \mathcal{O}

(14)奈良県立 公 国条例 \mathcal{O} 部改 É 関係

奈良県立 遠 な け る工作 物 \mathcal{O} 新築、 改 築等 る \mathcal{O} 改 定

(15)奈良県 企業会館 条例 \mathcal{O} 部改 正

企業会館にお ける会議室 \mathcal{O} 使 用 \mathcal{O} 改 定

奈良県産業振興総合セ タ 手数料条例 \mathcal{O} 部 改 正 一関係

(16)

奈良県 産業振興総合セ タ お る 試験手数料 \mathcal{O} 改定等

(17)奈良県 産業会館条 例 \mathcal{O} 部 改 (正関係

奈良県産業会館 にお け る会議室等 使 用 料

良県労働会館条 例 \mathcal{O} 部改正関

(18)

労働会館に おける会議室 \mathcal{O} 使用料 \mathcal{O} 改定

(19)奈良県農業総合セ ンタ 分析手数料条例 \mathcal{O} 改正 関

奈良県農業総合セ ンタ にお け る分析手数料 \mathcal{O} 改定等

(20)奈良県畜産 屋技術セ タ てド 奈良県家畜保健 衛生所手数料 例 \mathcal{O} 部 改

関係

奈良県畜産技術 セ タ 及 び 奈良県家畜保 衛生所 に お け る施術 料 \mathcal{O} 改

- (21)奈良県森林技術 セ タ 手数料条例 \mathcal{O} 改正
- 技術 セン タ お け る 試 験 手数 料 等 \mathcal{O}
- (22)道路占 料の 改定等

奈良県道路

関

す

る条例

 \mathcal{O}

部改正関係

- (23)- 卜条例 \mathcal{O} 改 正 関
- IJ コ プ \mathcal{O} 着陸料 等 \mathcal{O} 改定
- (24)奈良県流水占用料等に関する条例 \mathcal{O} 部 改 正関
- 奈良県立都市公園にお け る公園施設 \mathcal{O} 使用 料 の改定等
- (25)奈良県立都市公園条例 \mathcal{O} 部改正関係

奈良県立都市公園にお け る公園施設 \mathcal{O} 使用 \mathcal{O}

- (26)奈良県新公会堂条例 \mathcal{O} 部改正関係
- 新公会堂の能楽ホ ル 等 0 使用料 この改定
- (27)奈良県警察手数料条例 \mathcal{O} --- 部改正関係
- 駐車監視員資格者講習 $\overline{\mathcal{O}}$ 手数料 \mathcal{O} 改定等
- 2 そ \mathcal{O} 他所要の 規定の 整備を行うこととした。
- 3 日
- (1) び 2 成二十六 部に 年 0 应 1 7 月 は 日 規則 カ 5 施行 で定め す る日 ることと から 施行することとした。 ただ 1 \mathcal{O} (27)部
- (2) そ \mathcal{O} 他所要の 経過規定を置くこととした。

◇奈良県産 廃棄物税条例 の 部を改正する条例

- 条例 0 対規定に 9 V ての 検討時
- 平成三十年度を目途として、 再度、 \mathcal{O} 条例 \mathcal{O} 規定に 9 11 検討を加え、 そ
- 0 結果に基づ 1 7 必要な措置を講ずるも Oとすることと
- 2 施行期日

平成二十六年 匹 月 日 カン 5 施行することとした

◇奈良県総合 IJ 11 Ľ IJ シ ∃ ン セ タ 条 例 の 部 を改正する条例

奈良県総 合リ ビ テ シ 彐 セ タ \mathcal{O} \mathcal{O} 変更

奈良県総合リ ハ ピ テ シ 彐 セ タ \mathcal{O} 名称を奈良県障害者総合支援セ

タ 以下 「セン タ とい . う。 に変更することとした。

2 セ \mathcal{O} 置目 的 \mathcal{O} 変更

は、 障害者及びこれ 12 .準ずる者に対 指 訓 練等を総合的 に 行

こととし

3 病院事業に関する規定 \mathcal{O} 削

地方独立行政法人奈良県立病院機 \mathcal{O} 設立に伴 11 病院事業に関する規定を

削ることとした。

4 入院及び労働者災害補償保険法に関する規定 \mathcal{O} 削 除

病院事業を廃止することに伴い 入院患者及び 労働者がセ タ を使用す る

ことがなくなるため、 入院及び労働者災害補償保険法に関する規定を削ること

とした。

5 指定管理者の 指定の基準の 変更

病院事業を廃止することに伴い 指定管理者の指 定 \mathcal{O} 基 淮 か 6 医療法に規定

する病院を良好に経営した実績を削 ることとした。

6 使用料等の改定

(1) 特別室使用料を廃止することとし た。

(2) 消費税法及び 地方税法 \mathcal{O} 改正 に伴 11 文書手数 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 改定を行うことと

した。

九〇〇 Ĕ 英 四四 $\check{\mathbf{H}}$

五〇〇円 五七〇 H

その 他所要の 規定の 整備を行うこととした。

8 施行期日

平成二十六年 应 月 --- 日 カュ ら施行することと

(2) (1)その 他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害福祉 ザ Ë スの 事業等 ഗ 人員、 設備及び運営の基準等に関する条

例 の 部を改正する条例

重度訪問 介護の 対象となる者の 拡大

指定障害福祉 . サ ピ ス \mathcal{O} うち、 重度訪問 介護 \mathcal{O} 対象となる者を重度 \mathcal{O} 放体不

自 由者又は 重度の 知 的障害若し は精神障害に ょ ŋ 行動上著し VI 困難を有する

障害者であって、 常時介護を要するも のに拡大することとした。

- 2 共同 生活介護の 共同生活援助 \sim \mathcal{O} 元化 に伴う基準 \mathcal{O} 改定
- 方針並 基準 指定障害福祉サ に係る規定を削除 びに 人員、 設備及び運営に関する基準に ピ ス \mathcal{O} 外部サ うち、 共同 ピ 生活 ス 利用型指 介護 \mathcal{O} 0 定共同 人員、 11 て定めることとした。 設備及 生活 援 助 Ţ 運営に関 \mathcal{O} 事業の 基本 する
- 3 その 他所要の 規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日
- (1) 平成二十六年四 月 -- 日 カ ら施行することと
- (2) その他所要の 経過規定を置くこととした。

◇奈良県障 宇福祉 ゖ ビ え事 業の)設備及 び 運営 1の基準 に関 する条例 の 部を改正す

る条例

- 1 自立 訓 練 (生活訓練) 事業所に置くべ き職員 \mathcal{O} 配置 0 基準 \mathcal{O} 変更
- 自立 訓練 (生活 訓 練 事業所に置くべ きサ ピ ス 管理責任者につ V て、 ---
- 行う指 上は 定自 常勤でなけ <u>\f\</u> 訓 練 ればならない (生活訓練) 事業所で こととする配置 あ 0 て、 \mathcal{O} 利用 基準を指定宿泊型自立訓 者 の支援に支障が な 練 11 場

を

- 合は この 限 'n でない こととし た。
- 2 その 他所要 \mathcal{O} 規定の 整備を行うこととした。
- 3 施行期日

平成二十六年四 月 __ 日 か ら施行することとし

◇奈良県介護基盤緊急整備等支援基金条例 ഗ 部を改正する条例

- 1 条例の有効期限の 延長
- 条例の有効 期限を平成二十七年十二月三十 一日までとすることとした。
- 2 施行期 日

公布 \mathcal{O} 日 カコ 5 施行することとした。

◇奈良県介 :護職員処遇改善等支援基金条例 **ത** 部を改正する条例

条例 \mathcal{O} 有 効 期 限 \mathcal{O} 延長

条例 0 有効期限を平成二十 七年十二月三十 日までとすることとした。

2 施行 期 H

布 \mathcal{O} 日 カン 5 施行 することとした。

◇奈良県 後 期高 齢者医 療 財政 安定化 基金条例 の 部を改正する条例

1 財政安定化基金拠出率 \mathcal{O} 改定

財政安定化基金拠出金に係る条例 で定める割合は -万分の 四十 加 (現行

万分の 九 とすることとした。

2 その 他所 要の 規定の 整備を行うこととした。

3 施行 期日

平成二十六 年 兀 月 __ 日 カュ 5 施行することとし た。

◇奈良県児 **光童福祉** 施 設の 設備及び 運営の基準に 関 でする条例 の _ 部 を改正する 条例

1 保健 師 、又は看護師を保育士とみなすことができる保育 所 \mathcal{O} 要件 \mathcal{O} 変更

保育士

 \mathcal{O}

数

 \mathcal{O}

算定に

ついて、

当分の

間、

保健師

三又は看護!

師

を、

人に

限

2

7

保育士とみ なす ことが できる保育所を乳児六 人以 上を入所させる保育 所 カン 5

児四人 以 £ を入 、所させる保育所に変更することとし た。

2 施行 期 日

公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 施行することとした。

◇奈良県緊急医 |師確保修学資金貸与条例 及び奈良県医師 確保修学研修資金貸与条例

の 一部を改正する条例

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例 \mathcal{O} 部 改正

(1) 奈良県緊急医師確保修学資金に利息を付する期間

貸与期 あっ は貸与を受け た者が医科大学を卒業する日 入学時に貸与する修学資金には貸与を受けた ては までの 間 \mathcal{O} 末日 (貸与期間 当該貸与が打ち切ら た各月 期間 (貸与 \mathcal{O} 分の が 日数に応じ、 を延長する場合にあ 打 5 修学資金 切ら \mathcal{O} 属 れた場合に れた日)まで、 それぞれ \mathcal{O} する月の末日 額に っては、 つき当該貸与を受け 年十パ あ 0 日の翌 て 在学中に貸与する修学資 (貸与が 延長後 は、 当該貸与 ン 日 打ち \mathcal{O} か 貸与 ら当該貸与を受 \mathcal{O} た 切ら が 期 日 合で計算し 間 の翌日 打 れた場合に 5 切 が 金に 満 5 カ 了 5 n

た日)

セ

割

利息を付するものとすることとした。

- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部改正
- (1) 奈良県医師 確保修学研修資金に利息を付 する期

は、 延長後の貸与期間) 貸与を受けた日 割合で計算 修学研修資金には、 当該貸与が 打ち切られた目) \mathcal{O} た利息を付するものとすることとした。 翌日から貸与期間 が 満了した月の末日 貸与を受けた各月分の修学研修資金 までの (貸与期間を延長する場合にあ 期間の (貸与が打ち切られた場合にあ 日数に応じ、 \mathcal{O} 年十パ 額に 9 き、 0 て セ 当該 0 は 7

- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

奈良県病院事 業 の 設置等に 関 する条例 の 部を改正する条

三室病院 す 奈良県立救 うる病院 地方 方 独立 独立 附属 か 行政 行 命救急セ ら奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院 政 看護専門学校を削ることとし 法 法 人奈良県立 人奈良県立 ン タ 病院機 一病院機構 奈良県立奈良病院 構 \mathcal{O} \mathcal{O} 設立 設立 元に伴 に伴う規定の 附 属看護専門学校及び奈良県立 11 奈良県病: を、 整備 病 院 院 \mathcal{O} 事業 附 属施設 の用 か 供 6

2 資本剰余金の処分に関する規定の削除

地方公営企業法施行規則の 改正に伴 1 固定資産 滅失等 に係る資本剰余金

の処分に関する規定を削ることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県自 [殺対策緊急強化基金条例 の 部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例 \mathcal{O} 有効期限を平成二十 七年十二月三十 日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県消 費者行政活性 化基金条例 の 部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の 有効期限を平成二十 七年十二月三十 日までとすることとした。

施行期日

公布の日から施行することとした。

奈良県緊急雇用創出事 業臨時 特 例基金条例 の 部を改正する条例

1 基金の設置目的の追加

基金の 設置目 的に、 若者、 女性等の 雇用 \mathcal{O} 機会 \mathcal{O} 創 出 [を図り、 及び 在職

. る者の 処遇を改善する事業を実施することを追加 することとした。

2 有効期限の延長

条例 \mathcal{O} 有 効 期限を平成二十八年六月三十日までとすることとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

消費税法及び 地方税法の 改正に伴 11 次に掲げる規定の整備を行うこととし

た。

(1) 卸 売業者が 知 事 た報告 な け n ば なら な VI 卸 売価格及 び 卸 売金額

せ り売若 くは 入札又は 相 対取引 に係る金額にその 金額 \mathcal{O} 百分の 五. に 相 当

する額を加えた価格及び額

せり売若し くは入札又は 相 対 取引 に係る金額 気にその 金額 \mathcal{O} 百分 $\hat{\mathcal{O}}$ 八 当

する額を加えた価格及び額

(2) 売買仕切書に記載する事項

単価 数量を乗じた額 \mathcal{O} 合計 額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 五. に相当す

単価に数量を乗じ た額 \mathcal{O} 合計額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} に相当す んる金額

(3) 受け 業者及び売買参加者が 額 に その 額 \mathcal{O} 百分 卸売業者に支払 \mathcal{O} 五. に 相当す わなけ 額 を 加 n ば え ならな た 額 買受代金

受け た額にその 額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 相当す る額を加えた

施行期日

施行期日は、規則で定めることとした。

◇奈良県農 業総合セ 分析手数料条例 及 び 奈良県附 属 機関 に関する条例 の

を改正する条例

奈良県農業総合セ 分析手数料条例 \mathcal{O} 部改

ることに伴い、 奈良県農業総合セ 奈良県農業総合セン ンタ \mathcal{O} 名称を ター分析手数料条例 「奈良県農業研究開 発 の題名等 七 タ 0 11 変更す 所

要の規定の整備を行うこととした。

2 奈良県附属機関に関する条例の一部改正

奈良県農業総合センター -の名称を 「奈良県農業研究開 発セ 変更す

ることに伴 V 知事の 附 属機関であ る奈良県農業総合 セ ン ター 研究第三者評価

項を奈良県農業総合セ タ に お ける研究 9 7 \mathcal{O} 審査に関う する 務 カゝ 5 奈

 \mathcal{O}

名称を

「奈良県農業研究開発

セン

タ

研究評

価

委員

会

担任

す

事

良県農業研究開発セ タ お け る研究開発 0 11 7 \mathcal{O} 審査に関す る事務に 変

更することとした。

3 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例

1 奈良県農業大学校の位置の変更

奈良県農業大学校の位置を橿原市とすることとした。

施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした

◇奈良県森林整備 加 速化 林業再生基金条例 0 部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

ために 条例 実施 の有 効期限を、 れ た事業に係る精算の終了 平成四十三年三月三十 日 までとすることとし 日までに基金 \mathcal{O} 目 的を達成する

施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県水 道用 水供給事業の 設置等 12 関 する条例 ഗ 部を改正する条例

1 減債積立金等として積み立てる利益

利益は 地方公営企業法の 2により資本金に 規定により 組み 欠損金をうめ、 入れなけ れば なら 減債 な 11 積 金額を除くこととし 立金等と て積み立てる

- 2 資本金への組入れ
- (1) 額に相当する金額を当該年度の ば 充てたも 減債積立金を使用し ならない \mathcal{O} に限る。 こととした。 て企業債 を償還 未処分利益剰余金か した場合にお (地方公営企業 11 \mathcal{O} て は、 建設 ら資本金に組 そ 又は $\bar{\mathcal{O}}$ 使用 改良 に要する た積立 4 入 れ 金 資 な け \mathcal{O}
- (2) を使用 た積 条例 た。 77 \mathcal{O} 金 規定により て地方公営企業の \mathcal{O} 額に相当する金額を資本金に 利益 \mathcal{O} 処分と 建設又は改良を行 て 特定 組 \mathcal{O} 4 2 目 た場 入 的 れ \mathcal{O} 合に ため なけ お れ に ば 積 11 なら み立 7 は な て た積 そ 11 \mathcal{O} 使用 立金
- (3) 12 又は改良に要する資金に充てたも を使用し 条例 おい ればならないこととし ては 0 規定に て地方公営企業法 その ょ 使用した積立金 n 利益 \mathcal{O} \mathcal{O} 処分とし 規定により長期 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} に限 額に相当する金額を資本金に組み て 特定 る。 \mathcal{O} \mathcal{O} 目 を受け 貸付け 的 \mathcal{O} た 8 た金額を償還し (地方公営企業 積 み立 7 た た場合 積 入 \mathcal{O} 建設 れ 立 な
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県風致地区条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県風致地区条例 昭 和 兀 十五年三月奈良県条例第四十三号) は、 廃止 す

ることとした。

- 2 施行期日等
- (1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例に 0 1 7 所要 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 整備を行うこととした。

◇奈良県地域防災活動推進条例

1 前文

奈良県は 温 暖 な内陸性気候で あ り、 災害が 比 的 少 な VI 地域だと言わ れ 7

きた。

せられ までが 大規模な土 しか たところである 奪わ 一砂災害が れるなど本県に甚大な被害をも 平成二十三年 集中発生し 九 月 \mathcal{O} 紀伊半島大水害 貴重な財産が失わ たら は、 れる 近年 改 8 -類を見 のみならず て災害の脅威を認 な V 大 莿 11 識 人 さ 命 ŋ

て 近年は、 るだけでな 地球 温 暖化 台風 \mathcal{O} 影響も \mathcal{O} 大型化も懸 あ り、 念さ 全国各地で豪雨 ħ 7 11 に ょ る 被害が 度 K 発 生

本県におい る巨大地震 方、 近い は ても大きな被害をもたらす可能性が 将来高 全国 \mathcal{O} 11 広 確率で発生すると予測され V 範囲に甚大な被害をも あるとされ たら 7 V す る南 と想定され 海 7 11 ラ フ を震 7 11 源 る とす が

れ てい さらに、 県内には多数の 活断層が存在しており、 直下型地震の発生も 危惧 さ

ま このように、 0 ている状況に 本県に ある。 お VI て は、 今後ますます災害に対する備 え \mathcal{O} 必 要性 が

頃 の備えや避難の ŧ Sy, 災害 徹底等を図ることにより、 の発生を完全に防ぐことは不可能 被害を減らすことは で あ る が、 災害に対 可 能であ す る。 日

り、 生 防災関係機関と連携し 少させるため 県では た阪 又は は家族や地 神 災害の 淡路大震災など過去 É は 域住民により 発生に備えて、 県、 て防災対策を進めてきた。 市 町 村及び 救助 \bar{o} 奈良県地域防災計 大規模災害に 防災関係機関 さ n た事実に鑑 お が VI L て、 県 画等 4 か 民 7 しながら、 の生命 多く Ŕ に基づき、 ょ \mathcal{O} V) 平成七 身体及 Þ 層被 が 自 市 町 医を減 力によ 村及 CK 年 に発 財 産 75

とな 実践 \aleph を保護する公助によるだけでは ること 相互に が 地 域 要か E 連携 お 9 い て互 不 て、 可 欠 V で 12 防災対策に あ 助 なく、 る。 け 合 そ 0 県民が 取 て 地域 り て、 組 自 \mathcal{O} むことが重 らの 安全を確 れ 5 身は 自 助、 三要で 保 自ら守る自 共 す あ 助 る る。 共 及 75 助 助 \mathcal{O} 助 取 0 取 が 組 組 に _ 体 努 を

安心し 活 ととした。 動 を推進 て暮らせる災害に強 することによ 私たちは、 県民、 り、 11 地域社会を実現するため 地域にお 自主防災組織及び ける防災 力 事業者に \mathcal{O} 向 上を図 よる地 この条例 り 域 を制定するこ E 民 お が け 安全 る 防 災

2 目的

現に 防災 災活 の役割 基本理念を定め、 る防 寄与 対 動 \mathcal{O} 策と 災力 並び 条例 及びこれを推進する施策の す しに県の 相 \mathcal{O} ることを目的 は 向上を図 ま 県民 0 て、 県民、 責務を明ら \mathcal{O} り、 県民が 生命、 自主防災組織及 とすることとし ŧ 安全に安心 0 かにするとともに、 身体 て奈良県 基本的な事項を定めることに 及 75 財産を保護するた た。 地域防災計 び事業者 て暮ら 県民等による地域 せる災害に 。 以 下 画等 に基 8 「県民等」 でき県 強 防 ょ 災 11 地 ŋ 対 لح が 策 域 社会 実施 地域 お 1 ける う。 関 す に \mathcal{O} 実 る お 防

3 定義

ることとし \mathcal{O} 条例 に お VV て、 次に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意義 は、 そ れ ぞ n 定 8 るところ 12 ょ

- T \mathcal{O} 災害 異常 な自然現象によ 暴風、 竜巻、 豪 り 生ずる被害を 雨 洪 水、 崖 1 崩 う。 れ、 石 地 地 滑 1) \mathcal{O} 他
- 1 ぎ、 防災 並び 災害を未然に に災害 カン 5 防 \tilde{O} 復旧 止 及 災害が発生し び復興を図る た場合 ことをい に お け る 被 害 $\bar{\mathcal{O}}$ 大
- ウ 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 工 自主防災 組 織 住民 0) 隣保協同 \mathcal{O} 精神 に基 づ く自 発的 な防 災 組 織 を 11 う
- オ 公共機関及び 防 災関係 機関 治指定 地方 災害対策基本法 公共機関 公共的 (以 下 4 法 体並 び と 12 11 う。 防災 上 に規 重 一要な施設 定する指 \mathcal{O} 管 定
- カ 事業者をい 事業者 県、 市 町 村 及 75 防災関係機 関 以 外 \mathcal{O} 事業を行う法 人並 び 個

理者をい

う。

- 丰 いう。 2 生 て、 災害時要援護者 その 又は 発生す カ る 0 迅速な 高齢者、 おそ れ 避 が 障害者、 難 ある場合 \mathcal{O} 確保を図る 乳幼児、 に自 ら避 ため 難 妊産婦等 に す 特 る ことが に支援を要する者を \mathcal{O} Š 木 ち、 難 な者 災 害が で あ 発
- ク 指定緊急 避 湯所 法 規定する指定緊急 避難 所 を VI
- ケ 指定避難所 法に規定する指定避難所をいう。
- コ ハザ 指定避難所等 F. 7 ツ プ 0 情報を地図に表 災害を予測 被害 したも \mathcal{O} 範囲及 \mathcal{O} をい び程 指定緊急避難場
- サ 避難準備情報 法に規定する通知又は警告をいう
- 避難勧告 法に規定する避難 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 立退きの 勧告を い
- ス 避難指示 規定する避難 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 立退きの 指示を 11 . う。

4 基本理念

- (1) に、 に どめるため、 お を行うことを基本とし 防 災対策は て互 市町 県民 村及び に助 が 命を守ることを最も優先するととも け 自ら 防 合っ 災関係機関 \tilde{O} 7 て実施され 地域 身は 自ら守る自助を実践 \mathcal{O} 安全を確保 が ,県民 なけ ればなら \mathcal{O} 生命、 する共助 身体 な V 及 た上 に、 こととし \mathcal{O} Ű 取 で、 財 組 被害を最 産を保 12 た。 努め 県民 等が .護 す 小限 るととも 12 る 地 域 公
- (2) なけ 旅行者等 ぞれ 防 災対 ればなら \mathcal{O} 策は 役割を果たすとともに、 \mathcal{O} 多様な視点 ないこととした。 県民、 に立ち、 自主防災組織、 災害時要援護者 相互に連携を図 事業者、 県及び \sim ŋ \mathcal{O} 支援等 ながら協 市 町 に配 村 が、 力して実施され 慮 男 L 女双 9 \sim 方、 そ

5 県民の役割

- (1) 害に対する危機意識を持 ととした。 県民は、 4 \mathcal{O} 基 本理念 0 以下 て、 自ら防災活動を行うよう努め 「基本理念」 V う。 に \mathcal{O} るも 0 と り、 のとするこ 常 に 災
- (2) 事業者、 県民は、 積極 的 消 に 参加 防団 基本理念に こその す るよう 他防災対策を実施す \mathcal{O} 努め 0 とり、 るも \mathcal{O} 相互に連携するとともに、 とすることと る団 体が 行う た。 地 域に お 自 け 主防 る 防災活 災 組 動
- (3) る 県民 よう努め は 基本 るも 行理念に \mathcal{O} とす ることとした。 \mathcal{O} 0 とり、 県及 U 市 町 村 が 実施す る防災対策 協 艻 す

- 6 自主防災組織の役割
- (1) 自 対 主防 とすることとした。 を行 組 織 う団体と協力 は、 基本理念にの て、 地域 0 ŋ, に お 地 け 域住民、 る防災活 事業者、 動を実施す 消 防団 そ \mathcal{O} \Diamond
- (2) 協力す 自主防災組織は、 るよう努めるも 基本理念に \mathcal{O} とすることとした。 \mathcal{O} 0 لح り 県及 び 市 町 村 が 実施す る防災対策

7 事業者の役割

- (1) る者、 ができる体制を整備する等自ら防災活動を実施するよう努めるも 事業者は、 従業員及び 基本理念に 地域住民の \mathcal{O} 0 安全を確保するとともに、 り、 災害が 発生し た場合に、 事業を継続すること 事業所 のとするこ 来所 す
- (2) こととした。 並 事業者は、 一びに県及 び 基本理念に 市 町 村が 実施する防災対策に協 0 0 とり、 地域 住民、 自 力するよう努め 主防災組織等 るも が行う防災活 \mathcal{O} とする

8 県の責務

防 県民等に 災関 県は 基本理念に 機関等と協 る地域に お 力 \mathcal{O} l け 0 とり、 る防災活動 て防災に関 公 助 す \mathcal{O} \mathcal{O} る計 担 推進を図るも 1 画を作成 手と て \mathcal{O} Ļ 玉 とすることとした。 及 他 び \mathcal{O} 実施 都道 す 府 るととも 市 町

9 防災知識の習得等

及び 知 識及び 県が 民 技能を習得するよう努める 行 う防 常に災害に対する備 災訓練及び 研修に積極的 えを心 £ が のとすることとした。 に参加すること等によ け るとともに、 自 主 防 V) 防災に関 組 市 す 町 村

- 10 地域の災害危険箇所等の把握等
- (1) る 危険 県民 ものとすることとした。 は、 0 あ る場所 自らが生活する地域に (以 下 「災害危険箇所等」 おける災害発生 とい . う。 の危険性及 を把握するよう努め び災 害 が 発 生 す
- (2) 避難方法 県民は 並 あ び に家族との 5 か め災害の 連絡 種 方法を確認 類 に応じた指定緊急避難場 て お くよう努め るも 所 避難経路 \mathcal{O} とすること 及 Ű

11 災害から得られた教訓の伝承等

伝 防 災活 域 お うる過去 カコ の災害 努め カン ら得 t \mathcal{O} とす 5 n た教 訓 を積極的 収

12 自主防災組織への参加等

努め 民 は ŧ 自主防 \mathcal{O} とすることと 災 組織を結成す るととも に、 そ \mathcal{O} 活 動

- 13 建築物の安全性の確保
- (1) その結果に基づき耐震改修 安全性を評価することをい 同じ。 自ら 模様替え若し 等適切な措置を行うよう努めるも 所有する建築物 う。 くは (地震に対する安全性 一部 同じ。 の除却又は敷地 0 を行うように努め 必要な耐 のとすることとした。 \mathcal{O} 向 の整備をすることを 上を目的とし (地震に対 るととも 増築 11
- (2) させ 県民は、 11 て、 自らが 対策を行うよう努める 所 転倒 有 又は管理する建築物に は落下又は窓ガラ t \mathcal{O} とすることとした。 ス 0 \mathcal{O} 1 飛散 て、 による被害を生じ が発生 た場
- 14 物資の備蓄等
- (1) 県民 る生活物 は 災害が 備するよう 資を備蓄す 発生 た場合 努め るも う 8 \mathcal{O} え とすることとした。 るととも 飲料 災害に 水、 医薬 関 す 品 報 \mathcal{O} を 収 \mathcal{O}
- (2) 持ち 民 (1)により すことができるよう努め 備蓄す ベ き物資等 る \mathcal{O} Ł うち特に必要なも のとすることとした \mathcal{O} 避 \mathcal{O} 迅
- (3) 資機材 災害が を整備するよう努めるものとすることとした。 発生した場合にお け る被害 の拡大を防ぐため、 消
- 15 防災知識の普及

害が 主防災組 発生し 織は た場合に取る 地域 12 ベ お き行動等防災に け る防災意 識 \mathcal{O} 関 高揚 す Ź を 図 知 識 る た の普及に努め \Diamond 域 住 民 \mathcal{O} 対

- 16 地域の災害危険箇所等の確認
- (1) 主防 災害 うる情報 組 \mathcal{O} 種類ごと は \mathcal{O} 活 ザ \mathcal{O} 指定緊急避難場所 り 7 ツ プ 地 等国、 域 お け る災害危 市 避難経路 町 険 及 が T 所 避難方法を 認 び

かじめ把握するよう努めるものとすることとした。

(2) う とすることと 自 主防 災 要な情報等を掲載 組 織は、 (1) に よ 1) 把握 た地 図を作 た情 成 報そ \mathcal{O} 地域 他 地域 民 E お け \mathcal{O} 周 る防災活 知 動 を行 るも

17 防災訓練の実施

- (1) るもの 自主防 域 住民 災組織は、 \mathcal{O} とすることとした。 避難が 円滑 災害が発生 に 行 わ れるよう、 又は 発生するおそ 避難に関する訓練を実施するよう努 ħ る場合に け
- (2) 自主防 \mathcal{O} 積極 災組織は 的 な参 (1) Ø 加を求めるよう努めるも 訓練を実施するに当た のとすることとし 0 て は、 地域住 民に 対

18 物資の備蓄等

とした。 に 必要な 主防 災 物 **外組織は、** 資及び 資機 初期消. 材 \mathcal{O} 備蓄、 火、 負傷者等の 整備及 75 救出及 点検 \mathcal{O} 実施に努め び救護そ $\bar{\mathcal{O}}$ るも 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 災害応急対策 とすること

19 災害時要援護者の支援体制の整備

- (1) 努め 機関等と連 自 主防 る 要援護者 もの 組 織は、 とすることとした。 \mathcal{O} 避難等 地域に 災害 が \mathcal{O} 発生 おける災害時 支援を円 又は 滑 行う 要援護者に 発生する ため おそ 関す あ 5 n が カコ る情報を じ あ め る場合に 把握す 市 町 お るよ け 関
- 及び (2)自主防 目 的 利用を防 災組織は、 止 (1)により把握 当該情報を適正に管理するものとすることとし た災害時 要援護 者 に す る情 報 \mathcal{O}

20 事業所に来所する者等の安全確保等

- (1) 従業員に 災対策の 来所する者、 事業者は、 責任者、 対して防災に関する訓 災害が発生し、 従業員及び地域住民 災害発生時に従業員がとるべ 又は発生するおそ 練及び の安全を確保するため、 研修を行うよう努めるも き行動等を定 れが あ る場合 あ めるととも に備 のとすること 5 か え、 じ め
- (2) おけ 事業者は、 る当該従業員 備 え、 必要な 災害による公共交通機関 \mathcal{O} 行動 等の 飲料 水等 方 針 \mathcal{O} \mathcal{O} 物資 策定に努め \mathcal{O} 止 \mathcal{O} 備蓄 等に るも を行 ょ り 従業員 \mathcal{O} う とすることとし が に、 帰宅できな \mathcal{O} い

21 事業の用に供する建築物の安全性の確保

- (1) 努め 事業者 \mathcal{O} とす るととも は、 ることとし 事業 に、 その結果に \mathcal{O} 用に供 す 基づき耐震改 Ź 建築物に 0 い 等適 て、 切 必要な耐震診断 な措置を行う を行う よう \Diamond
- (2) 等を防止するため 事業者は 地震が発生し \mathcal{O} 対策を行うよう努めるも た場合に に備え、 設 \mathcal{O} とすることとした \mathcal{O} 転 倒 及 \mathcal{U} 落 備品 \mathcal{O} 散

22 事業継続計画の策定

こととした。 画を策定 事業者は あ 及び当該計画を実施するため らかじめ、 災害が 発生 L た場合 \mathcal{O} 体 に お 制 \mathcal{O} け 整備に努めるものとす 事 業を継続する た 8 \mathcal{O}

23 防災知識の普及等

識 きるよ 県は の普及及び 5 県民等が災害に備え、 市 防災意識 町村、 自主防災組織、 \mathcal{O} 高揚を図る 家庭及 t 防災関係機関等と連携 75 \mathcal{O} 地 とすることとした。 域 お 1 て適切な防災活動を実施 防災 に関 はする知 で

24 防災教育の充実

Ł 8 県は、 のとすることとし \mathcal{O} 適切 又は 児童、 災害が な 学校教育法に規定す 行動 生徒及び ができるよう、 発生するおそれ 学生が 防災 る学校及 市町 が あ 1Z 対 る場合に 村と連携 す 75 児 る 理 童福 お 解 を深 祉法 1 防災 て、 8 に規定す に関す 自 るとと 5 \mathcal{O} る保育 る教育を推進する Ł 安全を確保す 災 所 害 が お る 発 11 生

25 防災訓練等の実施

県は 国 市町村、 防災関係機関等と連携 防災 んに関す

26 自主防災組織への支援

実施するもの

とすることとした。

自 主防 県は た。 災組 地 域に \mathcal{O} 結成 お ける防災活 及び 活動が促進されるよう必要な支援を行うも 動 \mathcal{O} 効果的 な実施 に資するため、 市 町 \mathcal{O} 村 とするこ と連携

27 公共施設の整備等

災 害が 県は 発生し 自 5 が た場合に 所有 す お る建築物 V て県民 \mathcal{O} 1 避難が 円滑 計 画 的 に 行 な 耐震 わ れ 化 るよう、 を推進するとと 自ら が管 理す

る道路、 うととも 公園、 計 泂 ĴΪ 的 な 砂 防施設等に 図る t 9 \mathcal{O} とすることと 11 て、 防 災上 \mathcal{O} 親点 カン 5 維持管理を行

28 物資の備蓄等

な物資及び 県は 市 資機材を 町 村と連 備蓄す 災 る 害 \mathcal{O} が 発生 とすることと L た 場合 に備え て、 災害応急対策 必

29 事業者との協定の締結等

的に よう、 た。 絡体 あら 災害が 制 か を確認する等災害応急対策 8 発生した場合に事業者 事業者との 間 で協定を締結するととも \mathcal{O} 協 \mathcal{O} 力を得 体 制を整備するも て災害応急 に 当該 対策 のとすることと 事業者と定期 が 実施 で きる

30 防災情報の提供体制の整備

被害、 連携 を整備するも な情報を県民に 県は 避難そ て、 害が 災害 \mathcal{O} \mathcal{O} .発生し とす 他の 提供できるよう、 が 発生し、 災害に ることと 又は 関する情報 又は災害が 発生するおそれが あら 発生する \mathcal{O} か でじめ 収 集及び伝達 おそ 玉 ある場合に れ 市 が が 町 速や あ 村及 る場 お T カ い 育に 防災 に行 関係 お わ け 難 n 機関 る気 る 必 象 要 لح

31 避難計画の作成等に関する支援

に 市 0 町 V) 村 て、 が : 行う 民 必 避難計 要な支援を行う \mathcal{O} 適切 な避 画 \mathcal{O} 難 作 行動及び指 ŧ 指定避難 \mathcal{O} とすることとし 定 所 \mathcal{O} 運営 所 \mathcal{O} に関 円 滑 す な 運営 る 7 = が ユ ア 保 さ ル n \mathcal{O} 作 る 成 う

32 災害時要援護者の避難計画の作成に関する支援

に つい 県は、 \mathcal{O} 避難 て、 が 災 円滑に 含害が 必 要な支援を行う 発生 行 われ るよ 又は発生する らう市 É \mathcal{O} 町村 とすることとした。 おそ が行う災害時要援護者 れがあ る場合 お $\bar{\mathcal{O}}$ 11 避難計 災 害時 画 要援 \mathcal{O} 成

33 避難勧告等に関する支援

定に 県は . つ て、 市 町 村に 情 報 ょ \mathcal{O} る避難準 提供を行う等必要な支援を行うも 備 情 報 避難勧告及 び 避難指示 のとすることとし に関する基準 \mathcal{O}

34 避難の実施

害 (1) 関す 県民 うる情報 は、 災害 \mathcal{O} が 収集に努め 発生 又は 必要と判断 発生する お そ たときは自主的 n が あ る場合 に に 避難 な 11 す Ź ほ 該 カン

市 町 村 7 よる避難準備 す う努 情報、 8 る \$ \mathcal{O} 避難勧告又は避難指示 とす る 対 速 F かにこれ

- (2) 難場 県民 るも 所 は \mathcal{O} とすることとした。 移 避 難経路 せ \mathcal{O} 必要に 安全が . 応じ + 分に 7 建物 確 認 内 で き \mathcal{O} な 安全な場 11 場合 所 は 等 に ts. 避難 B 4 す る 指 定 緊 急
- (3) とすることと 市 営むとともに、 県民は 町 村及び自主防災 指定避難所に滞在する 避難勧告又は避難指 気組織が 行う指定避難所 に当た 示が 解 0 \mathcal{O} 除 7 運営に協力するよう努め さ は n るま 互 V に で \mathcal{O} 間 力 避難 て 共 を継続 同 るも 生活
- 35 救出及び救護への協力

え、 8 るも 県民 可 は、 能な範囲で負傷者等の のとすることとした。 災害が 発生した場合に 救出及 お てバ 11 自 初 5 期 \mathcal{O} 消 安全を確保 火活動等 す 協 るよう努 力するよう \Diamond う

36 災害応急対策にお ける自主防災組 織 による防災活

び 8 るも 自主防 11 \mathcal{O} 7 とす 初 災 組 域 織 ることとし 消 住民 火活 は 災害が 動 \mathcal{O} 安否等 た。 避難 発生 誘導、 に関す 指定 る情 又は 避難 報 発生する \mathcal{O} 収 所 集及 \mathcal{O} 運営等 おそ CK 提 れ 供 を が 積 る場合に 極 傷 的 に 等 行 は う \mathcal{O} 救 う 出 地 及

37 災害応急対策における事業者による防災活動

自 に ととした。 び救 主防災組 来所する者、 事業者は 織と連 初 期 災害が発生し 消 従業員及び 火活 携 動、 て、 地域住! 災害に関する情報 避難誘導等を積極的 又は発生するおそ 民の 安全を確保 \mathcal{O} n に 収 集及 行うよう努め するとともに が あ び る場合に 提供、 るも 負傷者等 地域住 のとす \dot{O} 民 るこ 救出 及 U

38 災害応急対策の実施

な体 5 機関 県は \mathcal{O} た。 制を速や 安全を確 と連 災害が 保 カコ 発生し て、 避難、 円滑 77 又は発生するおそ 当該 避 救)難することが 助 災害応急対策を的 医療等 \mathcal{O} れが 災害応急対策を実施 できるよう、 ある場合にお 確 12 実施す 国 Ź 市 11 t す 町 る 村 \mathcal{O} とす ため 県民 及 75 防 が る に 災関 必 要

民等に が 円 滑 は 報 12 対 \mathcal{O} 収 行 害 て、 わ が れ 共有及 発生 災害に関する情報を迅速 るよ う、 てド 国 又は 伝 達 を行 市 発生する 町 う 村 た 及 おそ \Diamond てバ か 防 に 災 ħ 0 必 関 が 的 要 係 あ 確 な る場合 に提供 機 体 制 関 を す 確 連 に るも 携 お <u>\(\) \(\) \(\) \(\)</u> す VI る 7 のとすることと て、 災 害 民 t \mathcal{O} 関 避 県 す

40 ボランティアによる防災活動への支援

とした 渡し を効果的 県は 災 害が に支援することが 防 災に関する情報 発生 た場合 \mathcal{O} で 提供その お きるよう、 1 て、 ボ 他 ・ラン 市 \mathcal{O} 町 必要な支援を行うも 村、 テ 事業者 アが 地 域 防災関係機関等 に お のとすること け る 災 活

41 復旧及び復興対策

- (1) 事業者及 県民は に と努め るも CK 災害が 防災関係機関等と協力 \mathcal{O} とすることと · 発 生 した場合にお た。 て、 1 自ら 国 \mathcal{O} 生活 県、 市 \mathcal{O} 再 町 建 村、 及 び 自 主防 地 域 社会 災 組 \mathcal{O} 再
- (2) 対 自 主防 \mathcal{O} 実施 組 織は、 に協 力 災害が す るよう努 発生 8 L た場合 る t \mathcal{O} とす 12 お VI ることと て、 地 域 し に お け る 復 旧 及 てバ 復
- (3) 速や 連 携 事 業者 カ な 再開 地域 は 災害が 経済 に ょ n \mathcal{O} 復興に 雇用 発生 \mathcal{O} 貢献するよう努め 場 た場合に \mathcal{O} 確保 に努め お 11 7 るととも 事業 るものとすることと \mathcal{O} 継続 国 又は 中 断 市 た 町 事 業 \mathcal{O}
- (4) とす ŧ 県は て当該 \mathcal{O} ることとした。 とすることとし 災害 災害が カン 発生 らの 復旧 した場合 \mathcal{O} 場合 及 CK 復興に に お お 11 V 関す て、 て、 県は、 る計 国 画 市 [を策定 町 県民及び 村、 防災関係機関等と協 事業者 及び の参画を図 実施する t 力 \mathcal{O}
- 42 防災の日及び防災週間

県民 等 \mathcal{O} 防災に関する理解 を深 めるととも 地 域 12 お け る防 災活 動 \mathcal{O}

0 推 進 を図 るため、 次に 掲 げ る防災 \mathcal{O} 日 及 てバ 防災 週間 を設 け ることとし

- ア 奈良県地震防災の日 七月九日
- 奈良 地 震防 間 T 掲 げ る 日 を含 む 知 事 が 定 8 る
- ウ 奈良県水害防災の日 八月一日から八月三日まで

- 工 奈良県水 害防災週 ウに 掲げ る日 を含 to 知 事が :定め
- オ 奈良県土 砂 災 害防 災 \mathcal{O} 日 九月三 日 及 てバ 九 月 匹 日
- カ 奈良県 災害防 間 オ げ る日 を含 ts. 知 事 が 定 8

43 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

地 域 の 自主性 及 び 自立 性を高め る た め の 改革 の 推進を図る め **ഗ** 関 係法 の

に関する法律 の施行に伴う関係条例 の整備に関 でする条例

奈良県地方独立行政法 人の 重要な財産を定める条例 \mathcal{O} 部 改 正

(1) 趣旨

ることとした。 設立する地方独立 この 条例 は 地方独立行政法 行政法 人に係る条例で定める重要な財産を定めるも 人 法 (以 下 法 VI . う。 に ・基づき、 0 が

(2) 法第六条第四項に規定する条例で定め る重要な財 産

産 価 は \mathcal{O} が その 設 \mathcal{O} (現金及 並 (その する地 保 有 性質上法に T す る財 方 預 ?独立行政 金に 産 あ で ょ あ 0 法 り 7 2 人に係 処分することが は、 て、 その 申 請 る法に規定する条例 法 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 認 に 不適当な お 可 に係 け る そ る 申 ŧ \mathcal{O} で定 額 請 \bigcirc を除 \mathcal{O} が 日 8 る重要 五 + お 方 け 円 な る帳 以

- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

日 定する定年 きる高年齢と 0 属する年度の 方公務員法の $\dot{\phi}$ 年 て条例で定め 翌年度 改正に伴 から五年を減じた年齢 \mathcal{O} 加月 11 る 職員 任命権者が --- 日 以後 \mathcal{O} 年齢 \mathcal{O} لح は 日 高齢者部 を期間 当該 職員 \mathcal{O} 承 \mathcal{O} 分休業を承認すること 定年等 初 認 は 日とすることとし 当該 に関する条例に 年齢に達 た。 が

3 奈良県固定資産評価審議会条例の一部改正

(1)

奈良県固定資産

誙

価審議会の

組

織

- 方 税 法 \mathcal{O} 改 主 12 伴 V 奈良県固 定資産評 価審議会 \mathcal{O} 組織 0 11 て定 8 る
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 4 奈良県土地利用審査会条例の一部改正
- (1) 奈良県土地利用審査会の組織

玉 莉 計画 法 \mathcal{O} 改正に 11 奈良県土地利用審査会の組織に て定め

ることとした

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 奈良県介護保険審査会の 公益を代表する委員 \mathcal{O} 員数を定める条例 \mathcal{O} 改 正

(1) 題名の改正

題名を · 「奈良県 介護保険 審査会の 公益を代表する委員 \mathcal{O} 員数等を定め る条

例」に改めることとした。

(2) 合議体を構成する委員の定数

介護保険法の 改正に伴 1 合議体 を構成する委員 \mathcal{O} 定数に 0 7 定め るこ

ととした。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

奈良県社会教育委員定数等に関する条例の一部改正

6

(1) 題名の改正

題名を 「奈良県社会教育委員条例」 改 8

(2) 社会教育委員の委嘱の基準

社会教育法の 改正に伴 V; 奈良県社会教育委員 \mathcal{O} \mathcal{O} 定め

ることとした

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

奈良県留置施設視察委員会条例の一部改正

7

(1) 奈良県留置施設視察委員会の委員の任期

事収容施設及び 被収容者等の 処遇に関する法律 \mathcal{O} 改正 11 奈良県留

|施設視察委員会の 委員の任期に つい て定めることとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした

 \Diamond 地方独立行政 に規定する条例で定める県の 法 奈良県立病院機構に係 内部組織を定める条例 る地方独立行政法 人法第五十九条第二 項

1 地 方 独 立 行 政 法人奈良県立 |病院機構に係る地方独立行 政法人法に規定する条

例で定める県の内部組織

事 例 良県立奈良病院及び奈良県立三室病院並 正する条例 課及 セ タ で 定 方 条例 T タ 8 独 診 <u>T</u> る 条例 療 12 行 \mathcal{O} 部 政 よる改正前 \mathcal{O} 法 に規定する奈良県総合リ 部を改正する条例 内 限る。 部 奈良県立 組 織 \mathcal{O} は とすることとし 奈良県病院事業 病院 奈良県病 機構 による改正前 院 12 ハ びに奈良県総合リ 事 ビ 業 \mathcal{O} る 設置等 IJ 地 \mathcal{O} テ 設置 方 \mathcal{O} 奈良県総合リ 独 に関す 等 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> シ 行 彐 に 関 政 ン る条例 セ 法 す ハ ピ る 人 リテ 条 法 タ ハ F, E 例 12 IJ 規定する奈 規 \mathcal{O} (事務部 テ 定す シ 部 彐 を る セ 改 彐

施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

\Diamond 職 員 の 大 (学院 等 派 遣 研 修 費用 の 償還 関 す Ś

趣旨

した。 員 の大学院等派 \mathcal{O} 条例 は 造研 国家公務員 修費用 \mathcal{O} \mathcal{O} 償還 留学費用 に 関 \mathcal{O} 必要な 償還に関 事項を定め す る法 律 る \mathcal{O} ŧ 規定に基づき、 \mathcal{O} とす ることと 職

定義

- (1) 県の た。 職員並 \mathcal{O} 条例 び に市 お い 町 7 村立学校職員給与負担法に規定する職員をいうこととし 「職員」 は、 地方 公務員法に規定す る 般 職 する
- (2) 定め 大学院 が 地方公務員法又は る教育施設を含む。 して認め 実施するも るも \mathcal{O} 条 \mathcal{O} られ 課程 例 \mathcal{O} を 12 たも い \mathcal{O} お (同 \mathcal{O} うこととし 11 うち、 教育公務員特例法 法 のを含む。 7 \mathcal{O} 「大学院等派 の課程に 規定により大学院 その た。 内容及 在学 又はこ 造研 CK \mathcal{O} れに 修 実施形態を考慮 規定に基づき、 てそ \mathcal{O} 課程に 相当する外国 \mathcal{O} 課程を履修する研 は 相当する教育を行うも 学校教育法 職員 Ū の大学 て)人事 \mathcal{O} 同 12 委員会規則 修 $\widehat{\Xi}$ 基 意を得て、 で づ あ れ 大学 12 2 準ず て \mathcal{O} で لح \mathcal{O}
- (3) 派 造研 \mathcal{O} 条例 必要な費用とし に な 11 7 「大学院等派遣研修費用 て 人事委員会規則 で定め は る ŧ 旅 費 \mathcal{O} そ を \mathcal{O} 11 他 うこととし \mathcal{O} 大学院

- (4) 規 莂 定す \mathcal{O} 条例 12 る特 属 に す 定 る お 地 地 い 方 方 7 独立 公務 特別 員、 行 政 職 法 他 地方公務員等」 人 \mathcal{O} \mathcal{O} 地 地 方 公共団 方 公務 とは 体若 員 特 别 地方公務員法 職 は 地 属 方 す 独 る 立. 者 に規定する を除 政 法 人法
- る法 公社 事務若し ŧ \mathcal{O} に使用 律に 玉 [家公務員 地方道路 規定する土地 くは z れる者を 事業と密接 又 公社法に規定する地 は 地方公社 開発公社をい 11 うことと な関連を有する法 地 方住宅供給 方道路 う。 そ 公社、 人のうち 公社 \mathcal{O} 他そ 公有 法 \mathcal{O} に 人事委員会規則で定 業務 地 規 定す \mathcal{O} が 拡 大 る 若 \mathcal{O} 地 方住 推 進 宅 は に 8 玉 関 供 す \mathcal{O}
- 3 大学院等派遣研修費用の償還
- (1)ないこととし した場合には、 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が そ \mathcal{O} 者 は それ ぞ n に定める金額を県 次 に掲げ る 11 ず に 償 n 還 カ \mathcal{O} な 期 け 間 内 れ ば な 6
- T 当該大学院等派遣研 た大学院等派 造研 修 費用 修 \mathcal{O} \mathcal{O} 期 総額 に相当する 当該大学院等派 遣 研 修 \mathcal{O} た \Diamond に 県 が 支出
- 当該 期 間 す た 大学院等派 るように が 大学院等派遣研 五. 7 年に \mathcal{O} 在 .達す 職 事 遣 期 るまで 間 研 委員会規則 修 修 が 費用 逓増 \mathcal{O} \mathcal{O} 期 期間 間 \mathcal{O} する程度 で定め 総 \mathcal{O} 額 末 当 Ħ る率 に応 相 該 \mathcal{O} 当 大学院 꽢 干を乗じ じ す 日 7 る カン 等 百 金 5 起算 て得 額 派 分 に 遣 \mathcal{O} 研 た 百 修 た 金 か 同 額 \mathcal{O} 職 5 日 た 員 カ 定 \Diamond 6 起 に \mathcal{O} 算 割 県 7 合 が \mathcal{O} で た 支
- (2) とすることとした (1) \mathcal{O} 離 職 た場合に は 死亡に より 職員でなくな 0 た場合を含ま な 1 ŧ \mathcal{O}
- (3) ることと (1) \mathcal{O} イの た。 職員とし て \mathcal{O} 在 職 期 間 に は 次に掲 げ 期 間を含まな 11 ŧ \mathcal{O} す
- に カコ かり、 則 該 地方公務員法 で 当 によ 定 L 又は 8 て ŋ る 休 通勤 -職に 負傷 休 職 \mathcal{O} 規定に さ \mathcal{O} (地方公務員災害 期間 n 若 た場合におけ よる休 を除 、は疾病 職 \mathcal{O} る当該 に 補 期 償 間 カュ 法 カン (公務上負 休 り に規定す 職 地方 \mathcal{O} 期 公務員 んる通勤 間 傷 そ \mathcal{O} 法 若 他 を に い \mathcal{O} 定め う。 人事委員 は 以 る 疾 事 病 下 会 由 同
- 1 地方公務員法の規定による停職の期間
- ウ 地方 公務員法 \mathcal{O} 規定に ょ 1) 職 員 寸 体 \mathcal{O} 業務に 専 ら従事 期 間 又 は 地 方

公営企業等 \mathcal{O} 関係に関する法 律 \mathcal{O} 規定により労働組合の 業務に専ら 従

事した期間

- 工 地方 公務員 \mathcal{O} 育児 休 業等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 育 兒 休 業 を 期 間
- オ 教育 例 法 \mathcal{O} 規定に よる 大学院修学休 業を

4 適用除外

- 当し 3 て離職 は、 大学院等派遣研 た場合には 修 を命 適用 ぜら な れ 11 た職員が こととし 次に掲 げ る場合 \mathcal{O} しい ず ħ カュ に 該
- T 合又は くは疾病に 公務上負傷 は同法に 定める事 カン カン 若し り、 抽に 地方公務員法に定める事由 は疾病に 該当し て免職された場合 カュ カ ŋ 若し < 12 は 該当 通 勤 12 7 ょ 免 ŋ 職され 負傷 た 場
- イ り延長された期限 地方公務員法 \mathcal{O} 規定により退職 \mathcal{O} 到 来に より 退職 した場合 した場合を含む。 (同 法 \mathcal{O} 期限 又 は 同 法 \mathcal{O} 規 定
- ウ た場合 任期を定めて 採用さ n た職員が、 当該 任 期 が 満 了 したことに ょ V) 退
- 工 T カン 5 ウ まで 12 掲げ る場合 12 準ず る場合と て 人事委員 会規 則 で 定 \Diamond る
- 才 員等となるため 任 命 権者 及 てド 退 任命 職 権者 した場合 カコ 5 委任を受け た 者 \mathcal{O} 要請 に 応 C 特 別 職 地 方 公 務
- 力 あ オに掲 0 て、 げる場合 事委員会規則で定め \mathcal{O} ほ カン 特 別 る場合 職 地 方 公務員等 となる た 8 職 た場 合で
- 5 特別職地方公務員等となった者に関する特例
- (1) 当し 方 在 用された者を含む。 き続き一以上の て職員として採用され 該当して離職 公務員等とし 大学院等派遣研修を命ぜられ 掲げ て離 み 職 な る 期 た後に 間 7 特別職地方公務員等とし 7 引き続き特別職地方公務員等 とあ \mathcal{O} 3を適用 在職 お た者 け が る る特別 離 が \mathcal{O} 職員と する は、 職 $\widehat{}$ た場合には \mathcal{O} た ことと 職地方公務員等として 特別 職員 L 次 に掲げ 7 へのうち、 \mathcal{O} した。 職地方公務員等とし て在職 在職とみ る この 期間 4 \mathcal{O} Ĺ とし 4 オ又は なされ 場合 及 \mathcal{O} 引き続 て在 才 び に 又は \mathcal{O} 5 在職 カに 職 る場 お \mathcal{O} した後、 ٧١ 7 (1) VI 力 一合に て職 在職 て、 を職員と 掲げる場合に に に ょ 掲げ 員と おけ 3 (V) 引き続 た後、 特 る場合 \mathcal{O} Ū L る 别 (3) 次 職 7 7 中 該 採 引 地 \mathcal{O}

掲げ る期 相当する期間とし て人事委員会規則 で定め る期間」 とすること

(2) 引き続 き次 る期 該 る場合に \mathcal{O} に 合に該当して離職した後における特別職地方公務員等とし 地方公務員等でなくなったことを離職 (2) に 外の 当し お 7 て在職する者を含む。 地方公務員等とし 大学院等派 間 0 特別 掲げ 在職 て、 7 V ۲, ŋ お て職員として採用され る場合 け 特別 職 3 とそれぞれみなして、 職地方公務員等として在職する場合を除 造研 る次に掲げ \mathcal{O} 中 職地方公務員等としての (3) 中 修を命 引き続き特 相当す 次に掲げ - 「次に掲げる期間」 在職 ぜ る期間に相当する期間 る場合とし が 5 る場合」 た後、 別 n 当該 る場合又は引き続き当該特別職 職 た職 3 及 地 員 特別職地方公務員等 引き続き一 方 とあ び したことと、 公務員等 7 \mathcal{O} とある うち、 在職が職員として 4を適用することとし 人 事委員会規 る \mathcal{O} は のは 以 と 4 £ \mathcal{O} て人事 特 \mathcal{O} 才 4 7 「次に掲げ 劐 莂 特 のオ又は 在 又 でな で定め 莂 職 は 職 には、 地方 の在 す 委員会規則で定め 7 職 力 る者 \mathcal{O} くな 地 た。 る場合」 職 る期間及 地方公務員 方 掲 公務員等に 在職を職員 カに掲げ 当該特 とみなされ 公務員等と げ 0 この た場合 る 場 \mathcal{O} 場合 とす Ź 莂 び 5 場 别 1

6 $\bar{\mathcal{O}}$

この 条例 \mathcal{O} 施 行 関 必要な事 項 人事委員会規則 で定めることとし

7 期 目

ぜ 公布 5 ħ た \mathcal{O} !職員 日 か E 5 施行 9 11 て適用することとし 3 は、 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条例 た \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日後に大学院等 を命

◇地方独立行政法人奈良県立病院 機 構 の設立に伴う関係条例 の 整備 に関 する条例

1 地方独立行政法人奈良県立 方独立 一行政 法人奈良県立 病院機 病院機構 構 \mathcal{O} \mathcal{O} 設立に伴 設立に伴う条例 11 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 条例 部 12 改 · つ 正 11 て所 要 \mathcal{O}

改正を行 (1) 特 殊 一務手当に関する条例

うこととし

 \mathcal{O}

勤

- (2) 奈良県 莂 会計設置条例
- (3) 奈良県 部 設置条例

- 奈良県個 人情報保護条例
- 公 開
- (6) (5) (4) 奈良県立 大学及び |県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例
- 2
- (1) 平成二十六年四月 日 カ ら施行することとした。
- (2) その 他所要の 経過規定を置くこととした。

◇奈良県農地 ·間管理事業等推進基金条例

積立

基金と て積み立てる額は、 予算で定め る額とすることとした。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、 金融機関 \mathcal{O} 預 金その 他最 Ł 確実 か つ有利な方法に

り保管することとした

(2) 基金に属する現金は、 必要に応じ、 最も確実か 有利 な有価 証券に代 える

ことができることとした。

3 運用益金の 処

基金 $\overline{\mathcal{O}}$ 運用 カコ ら生ずる収益は、 予算に計上し 基金に することとし

4

基金は、 その 設置目的 を達成するため に必要な経費 \mathcal{O} 財 源 充てる場合に限

り、 予算の 定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

基金に属する現金は、 財政上必要が ると認めるときは、 現金に に繰り替

えて運用することができることとした。

6 の他

この条例に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 基金の管理に関 必要な事項は 知 が 定め

施行期

布 \mathcal{O} 日 カン 5 施行することとし

積立

基金とし て積み立てる額は、 予算で定める額とすることとした。

2

- (1) 基金に り保管することとした。 に属す る現金は、 金融機関 \sim \mathcal{O} 預金その 他最 ŧ 確実 か つ有利な方法に
- (2) ことができることとした。 基金に属する現金は、 必要に応じ、 最も確実か つ有利な有価証券に代える

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、 予算に計 上 基金に編入することと

4 処分

基金は、 その 設置目的を達成するために必要な経費の財源 に充てる場合に 限

り、 予算の定めるところにより処分することができることとした。

5

繰替運用

えて運用することができることとした。 基金に属する現金は、 財政 上必要があると認めるときは、 歳計現金に繰 り替

6 その他 の条例に定める \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 基金

 $\overline{\mathcal{O}}$

管理

に関

必要な事項は、

知事が定め

施行期日

ることとした。

平成二十六年四月 日 から施行することとした。